

平成30年度 追加受付

(平成30・31年度 共同受付対応)

一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書

【測量・建設コンサルタント等業務】

作成の手引き

徳 島 県

目 次

第 1 測量・建設コンサルタント等業務一般競争入札（指名競争入札） 参加資格審査申請書について	
はじめに（共同受付について）	1
1 総 則	2
2 入札に参加できる者の要件	2
3 申請書の受付期間と資格有効期間	2
4 申請書の提出方法	2
5 申請書類	3
6 申請書類の記載領	4
第 2 入札参加資格審査申請書提出後の手続きについて	16

※ 申請様式は県のホームページからダウンロードできます。

http://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.jp/blog/category/download/download_07/

ファイルの中身は次のとおりです。

<測量・コンサルタント等業務>申請様式

- | | |
|---|-------------------------|
| 1 | 申請書（県様式第 1 号） |
| 2 | 営業所一覧表（県様式第 2 号） |
| 3 | 誓約書（県様式） |
| 4 | 測量等実績調書（県様式第 3 号） |
| 5 | 技術職員名簿（県様式第 4 号、県内企業のみ） |
| 6 | 技術者経歴書（県様式第 5 号、県外企業のみ） |
| 7 | 職員数調（県内企業のみ） |

(平成30・31年度 追加受付)
一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書
(測量・建設コンサルタント等業務)について

はじめに

徳島県及び参加市町村(16市町村)は、入札参加資格審査申請の共同受付を実施します。

今回の追加受付で県と共同受付を実施するのは、徳島市、阿南市、阿波市、美馬市、三好市、佐那河内村、神山町、牟岐町、美波町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町です。

資格の有効期間は、各市町村によって異なります。

那賀町は、県との共同受付は行わず、独自に追加受付を実施しますので、入札参加資格申請の方法等については、直接、同町にお問い合わせください。

また、鳴門市、小松島市、吉野川市、勝浦町、上勝町、石井町、海陽町では追加受付を実施しません。

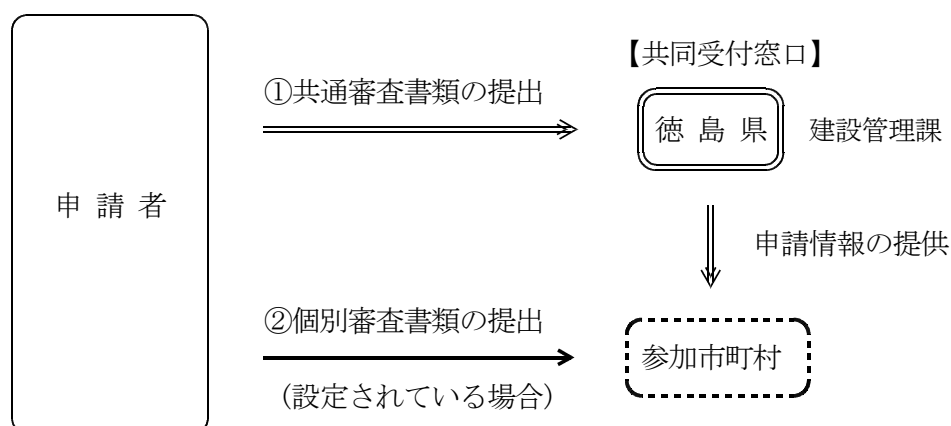
徳島県あるいは参加市町村が発注する測量・建設コンサルタント等業務の入札に参加を希望する方は、この「手引き」により作成した「共通審査書類」(3申請書類)を県の窓口に、参加市町村が個別に設定した「個別審査書類」(別添一覧表を参照)を各市町村窓口に提出してください。

※ 参加市町村にのみ入札参加を希望し、徳島県には入札参加を希望しない場合でも徳島県に共通審査書類を提出してください。

※ 参加市町村ごとに設定された「個別審査書類」は県に提出する必要はありません。

※ 共同受付の詳細は、別添の「共同受付案内」及び「市町村の個別審査書類等一覧表」ファイルを参考にしてください。

【共同受付の流れ】



※ 共同受付に参加していない市町に対し入札参加資格審査申請を行う場合は、その方法等について、それぞれの市町にお問い合わせください。

以下は県に提出する「共通審査書類」の作成要領及び県の入札参加資格に関する説明です。

1 総 則

この要領は、徳島県が発注する建設工事に関する測量・建設コンサルタント等業務の一般競争入札（指名競争入札）の参加資格の審査を受ける際に提出する一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「資格審査申請書」という。）の作成と提出の方法について定めたものです。

2 入札に参加できる者の要件

当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者は、特別の理由がある場合を除くほか、入札に参加することができません。

なお、資格審査申請書及びその添付書類に虚偽の記載をした者は、競争入札に参加できなくなるので、必ず事実に基づいて記載してください。

3 申請書受付期間及び資格有効期間

【県内企業】

申請書受付期間(期間中受付分一括審査)	左の受付分の資格有効期間
平成30年7月1日～平成30年7月10日	平成30年8月1日～平成32年4月30日
平成30年7月11日～平成30年8月10日	平成30年9月1日～平成32年4月30日
平成30年8月11日～平成30年9月10日	平成30年10月1日～平成32年4月30日
平成30年9月11日～平成30年10月10日	平成30年11月1日～平成32年4月30日
平成30年10月11日～平成30年11月10日	平成30年12月1日～平成32年4月30日
平成30年11月11日～平成30年12月10日	平成31年1月1日～平成32年4月30日

※期間中の土・日・祝日を除く。

【県外企業】

申請書受付期間(期間中受付分一括審査)	左の受付分の資格有効期間
平成30年7月1日～平成30年7月31日	平成30年9月1日～平成32年4月30日
平成30年8月1日～平成30年8月31日	平成30年10月1日～平成32年4月30日
平成30年9月1日～平成30年9月30日	平成30年11月1日～平成32年4月30日
平成30年10月1日～平成30年10月31日	平成30年12月1日～平成32年4月30日
平成30年11月1日～平成30年11月30日	平成31年1月1日～平成32年4月30日

※期間中の土・日・祝日を除く。

4 申請書の提出方法

県内業者は、持参に限る(県本庁舎8階 建設管理課)。

※期間中の土・日・祝日を除く。午後9時30分から午後4時30分まで

県外業者は、持参又は郵送による(〒770-8570 徳島市万代町1-1 建設管理課 審査担当)。

※郵送の場合は、提出書類に不備が無くなった日を受付日とするので、注意してください。

※書類審査後に「業者カード」の電子申請が必要です。

5 申請書類

次のとおり、提出は各1部。

様式データダウンロード先

http://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.jp/blog/category/download/download_07/

【県内企業】本店が徳島県内にある場合

No.	申請書類一覧表
1	一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）
②	営業所一覧表（県様式第2号）
3	登記事項証明書（法人）、身分証明書（個人）（いずれも原本）
4	誓約書（県様式）
⑤	業務に関する登録証明書等（写し可）
⑥	財務諸表類（直前1年度分）
7	納税証明書（原本）
8	測量等実績調書（県様式第3号）
9	職員数調（雇用状況を証する資料の添付が必要）
10	技術職員名簿（県様式第4号）
11	技術資格証
12	個人住民税に係る特別徴収実施確認書
13	業者カード（電子申請システムを利用して印刷したもの）

【県外企業】本店が徳島県外にある場合

No.	申請書類一覧表
1	一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）
②	営業所一覧表（統一様式で可）
3	登記事項証明書（法人）、身分証明書（個人）（いずれも写し可）
4	誓約書（県様式）
5	委任状（年間委任する場合、任意様式）
⑥	業務に関する登録証明書等（写し可）
⑦	財務諸表類（直前1年度分）
8	納税証明書（写し可、県内営業所がある場合は県、市町村税分も必要）
⑨	測量等実績調書（県様式第3号）
⑩	技術者経歴書（県様式第5号、統一様式で可）
11	個人住民税に係る特別徴収実施確認書（県内に営業所を有する場合、または、県内に住民票を持つ者を雇用している場合）
12	業者カード（電子申請システムを利用して印刷したもの）

※ 「業者カード」以外の書類を順番にファイル（A4版）綴じしてください。

※ ファイルの色は、**県内は赤色系**、**県外は黄色系**とし、背表紙には、「平成30・31年度入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）（H30追加分）」と書き、「商号又は名称」も記入してください。

※ 申請書類のうち、【県内企業】No2【県外企業】No2・9・10については中央公契連統一様式で代替することができます。また、【県内企業】No5・6【県外企業】No6・7については建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程又は補償コンサルタント登録規程による現況報告書（国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものの写し）で代用することができます。

※業者カードは、徳島県電子申請システムによる電子申請が必要です。仮入力したデータを印刷したものについて書類審査を受けた後、電子申請してください。

（詳しくは11ページを参照してください。）

6 申請書類の記載要領

【記入上の注意事項】

- イ 申請書等の記入にあたっては、各様式ごとに別に定めるものを除く他、申請日（以下「審査基準日」という。）をもって記載してください。ただし、資格審査受付期間中に審査基準日の直近1年の事業（営業）年度の財務諸表の作成が完了していない場合には、その前年度の財務諸表によって記載してください。
- ロ 添付書類中の各証明書類は、申請書提出時の直前3カ月以内（測量業者の登録証明書は6ヶ月以内）に発行されているものとします。

（1）一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）

- ① この申請書は、本店（本社）で作成してください。したがって、申請者は本店（本社）の代表者となります。印鑑は代表者のものを用いてください。
- ② 申請年月日は、提出年月日を記載してください。
- ③ 「郵便番号」から「書類作成者電話番号」までの各欄には、以下に従い左詰で記載してください。
- (a) フリガナはカタカナを用いることとし、濁音及び半濁音は1文字として記入してください。なお、「住所」欄の都道府県及び「商号及び名称」欄の株式会社等の法人の種類を表す文字についてはフリガナは不要です。
- (b) 「住所」欄について、「丁目」及び「地番」等の文字は「-」（ハイフン）を用いて記載することにより省略してください。また、登記簿上の本店の住所を記載してください。
- (c) 「商号又は名称」欄について、株式会社等の法人の種類を表す文字は下記の略号を用いて記載してください。なお、文字が欄の中に収まらない場合には適宜欄を追加して記載してください。

種類	株式 会社	有限 会社	合資 会社	合名 会社	合同 会社	協同 組合	協業 組合	企業 組合	一般 財団 法人	公益 財団 法人	一般 社団 法人	公益 社団 法人
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(合)	(同)	(業)	(企)	(一財)	(公財)	(一社)	(公社)

- (d) 「代表者氏名」欄での氏名（フリガナを含みます。）については、姓と名前との間は1文字あけて記載してください。なお、代表者の役職については、フリガナの記載は不要です。
- (e) 「電話番号」欄及び「FAX番号」欄について、市外局番、市内局番及び番号との間は「-」（ハイフン）で区切って記載してください。また、番号は担当者のものでなく本店の番号を記載してください。
- (f) 「担当者氏名」欄については、申請事務の担当者名を記載してください。
- ④ 「登録等を受けている事業」欄については、次の区分に従って、それぞれ該当する場合に記載してください。
- (a) 測量業者 測量法（昭和24年法律第188号）第55条による登録を受けている場合
- (b) 建築士事務所 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けている場合
- (c) 建設コンサルタント 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録を受けている場合
- (d) 地質調査業者 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録を受けている場合

- (e) 補償コンサルタント 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示1341号）第2条による登録を受けている場合
- (f) 不動産鑑定業者 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条による登録を受けている場合
- (g) 土地家屋調査士 土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が2人以上所属しているときは1人のみについて記載してください。）
- (h) 司法書士 司法書士法（昭和25年法律第197号）第8条による登録を受けている場合
- (i) 計量証明事業者 計量法（平成4年法律第51号）第107条による登録を受けている場合
- (j) その他の登録を受けている場合には、登録事業名等を空白の欄に記載してください。

⑤ 「測量等実績高」の各欄については、以下によって記載してください。

- (a) 「② 直前2年度分決算」、「③ 直前1年度分決算」、「④ 直前2ヶ年の年間平均実績高」の各欄は、「① 競争参加希望業種区分」の「測量」、「建築関係コンサルタント業務」、「土木関係建設コンサルタント業務」、「地質調査業務」、「補償関係コンサルタント業務」の各業種のうち希望する業種についてのみ記載してください。
- (b) 「③ 直前1年度分決算」とは審査基準日直前に確定した決算を含む過去1年間の決算を、「② 直前2年度分決算」とは直前1年度分決算の前の決算を、「④ 直前2ヶ年の年間平均実績高」とは両決算の合計を2で除して得た額（千円未満を四捨五入）をそれぞれ言います。
 なお、決算が1事業年度1回の場合は、「② 直前2年度分決算」及び「③ 直前1年度分決算」の各欄のうち右側欄のみに記載してください。
- (c) 「④ 直前2ヶ年の年間平均実績高」の合計欄は、bで算出した各業種区分の縦計を記入してください（②、③の合計欄の平均値と一致しなくても可。）。
- (d) 各々の金額については、課税業者、免税業者を問わず、消費税を含まない金額とします。
- (e) 希望する業種以外の業種及び測量・建設コンサルタント等業務以外の実績高は「その他」の欄にその額を記載してください。（合計欄は、業者カードと合わせること）
- (f) **実績がない業種を希望する場合には「0」を記載してください。**

ただし、本様式の希望業種区分に記載していても、業者カードの「希望業務内容」欄に「◎」又は「○」のないものは希望業種として取り扱わないので注意してください。

※「◎」：希望する業務で部門登録しているもの。

「○」：希望する業務で部門登録していないもの。

(例) 直前2カ年の年間平均実績高

「測量」及び「土木関係建設コンサルタント業務」の2業種を希望する場合

「測量」 5,265,000円

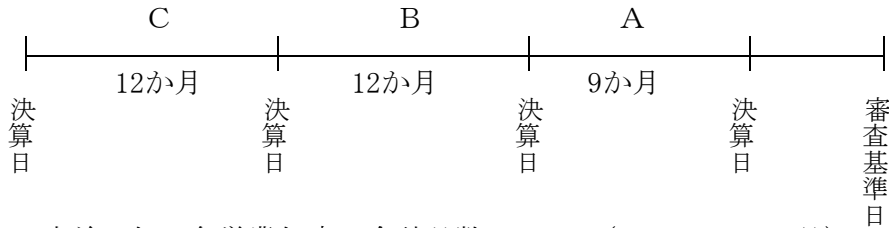
「土木関係建設コンサルタント業務」 23,100,000円

① 競争入札参加資格 希望業種区分	④ 直前2ヶ年の 年間平均実績高 (千円)								
測量						5	2	6	5
建築関係建設コンサルタント									
土木関係建設コンサルタント					2	3	1	0	0

(g) 直前2ヶ年の間に創業や営業年度の変更があった場合は、以下の例により算定してください。

ア 営業年度を変更したため、審査基準日(申請日)の直前2ヶ年間に含まれる各営業年度の月数合計が24か月に満たない場合

(例)



直前2年の各営業年度の合計月数・・・(A+B=21ヶ月)

不足月数 24-21=3か月

計算式 $\frac{A+B+(C \times \frac{3}{12})}{2}$ = 直前2ヶ年間の年間平均実績高

イ 新規に営業を開始したことにより合計月数が24ヶ月に満たない場合

各営業年度の実績高の合計額 $\times \frac{1}{2}$ = 直前2ヶ年間の年間平均実績高

ウ 個人企業から法人企業に移行し、かつ現企業と前企業とが同一性を保持していると認められる場合、又は他の企業を吸収合併した場合

前企業又は吸収合併前の各企業の契約実績(ただし、現企業の主として請け負う業種と同業種の契約実績に限ります。)も実績に含めてください。

資格審査受付期間中に審査基準日の直前1年の事業(営業)年度の財務諸表の作成が完了しない場合には、直前1年の事業(営業)年度の前年度の財務諸表によって記載してください。

⑥ 「自己資本額」の各欄については、次により記載してください。

法人においては、法人用の各欄に審査基準日の直前決算における財務諸表から記載してください。

(a) 「①払込資本金(資本金+新株式払込金)」欄へは、資本金、新株式払込金、新株式申込証拠金の合計額を記載し、「②準備金・積立金」欄へは、資本剰余金、利益準備金、任意積立金の合計額を記載し、「③次期繰越利益(欠損)金」欄へは、次期繰越利益(損失)又は繰越利益剰余金の額を記載してください。

(b) 「直前決算時」及び「剰余(欠損)金処分」の各欄については、審査基準日直前の決算により記載してください。

また、外資系企業の場合には、「①払込資本金」の合計欄の上段()内に外国資本の額を内数で記載してください。

個人の場合においては、個人用の各欄に審査基準日の直前決算における財務諸表から「期首資本金」、「事業主借勘定」、「事業主貸勘定」、「事業主利益又は事業主損失」を記載してください(業者カードの「資本金」欄への記入は不要)。

⑦ 「外資状況」欄については、外資系企業(日本国籍会社を含む。)の場合のみ、該当する会社区分の番号(1、2、3のいずれか)に「○」印を付するとともに、[]内に外国名を、()内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載してください。なお、「2 日本国籍会社(比率100%)」とは100%外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれ言います。

⑧ 「営業年数等」の「④営業年数」欄には、競争入札参加資格希望業種に係る事業の開始日（2業種以上のときは最も早い開始日）から審査基準日までの期間から、当該事業が中断した期間を控除した期間（1年未満の端数は、これを切り捨てます。）を右詰で記載してください。

また、組織変更、家業相続等が行われ、かつ現企業と前企業が同一性を保持していると認められる場合は、前企業の創業時をとることができます。また、企業の合併が行われたときは、合併前の各企業のうち古いものの創業時をとることができます。

⑨ 「常勤職員の数」の各欄には、審査基準日の前日において、常時雇用している従業員を、該当する欄に記入してください。また、「④計」欄には、法人にあっては常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものをそれぞれ記載し、「⑤役職員等」欄には、常勤役員又は事業主の数を内数で記載してください。なお、各欄の数字は右詰とします。

⑩ 「有資格者数」欄については、該当する資格等に審査基準日の前日における該当者の人数を記載（各欄の数字は右詰とします。）してください。なお、1人で2以上の資格を有している者がある場合は、重複して計上して結構です。

ただし、1・2級、士・士補の資格を有している場合は上位のもののみ計上してください。

また、同欄中、「公共用地経験者」の欄には、官公庁等に勤務し、公共用地の取得業務に従事した実績のある者で、その実務経験が10年以上の者の数を記載してください。

なお、別表（14ページ）を参考に記載してください。

（2）営業所一覧表

- ① 「営業所名称」欄には常時契約を締結する本店又は支店等営業所の名称を記載するとともに、（ ）内には当該営業所の連絡担当者名を記載してください。
- ② 「所在地」欄には、営業所の所在地を上段から左詰で記載し、「丁目」及び「番地」の文字は「-」（ハイフン）を用いて記載することにより省略してください。
- ③ 「電話・FAX番号」欄は、局番、番号を「-」で区切り、記載してください。
- ④ 本表が一枚で終わらない場合には、同一の様式を用いて引き続き記載してください。

（3）登記事項証明書（法人）、身分証明書（個人）

法人の場合は法務局発行の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、個人の場合は住所地市町村発行の身分証明書を添付してください。

（4）登録証明書等

測量業者、建築士事務所、補償コンサルタント、建設コンサルタント、不動産鑑定業者等の登録を受けている事業については、それぞれの登録を受けていることを証する書類（写し可）を添付してください。

（5）財務諸表

事業に関する登録機関（国交省など）に決算期が終了した場合に提出することになっている現況報告書で定められた様式がある場合は、それを使用して作成してください。

様式が定められていない場合は、税務申告で使用した様式を使って作成してください。

（6）納税証明書（県外企業写し可、**県内企業は原本**）

審査基準日直前1年の各事業年度における以下の該当するものを提出してください。

なお、自動車や固定資産を有していない等、課税が無い場合もその旨の証明書が必要です。

※ 県外企業については、①のみ。ただし、徳島県内に営業所を有する者は、年間委任するか否かに関係なく、その営業所に関する②～④の納税証明書も必要です。

- ① 所轄税務署発行の法人税（法人の場合）又は所得税（個人の場合）及び消費税・地方消費税について、未納額のないことを証明する書面（その1、その3、その3の2、その3の3のいずれか）
- ② 徳島県東部県税局等発行の法人県民税、法人事業税、地方法人特別税（法人の場合）及び個人事業税（個人の場合）未納額のないことを証する書面
（注）個人事業税については、証明書が発行可能な直近の年中の所得にかかるもの
- ③ 徳島県東部県税局等発行の自動車税（証紙徴収分を除く。）について、現に未納額のないことを証する書面
（注）申請者に納税義務のある車両（軽自動車を除く。）について証明されているもの
- ④ 市町村発行の法人市町村民税又は市町村民税（個人の場合）及び固定資産税の未納額がないことを証する書面

(7) 測量等実績調書

- ① 測量等実績調書は、登録を受けている業種又は入札参加希望業種別に作成してください。
- ② 記載の対象は、審査基準日直前2年間の主な完成業務及び審査基準日直前2年間に着手した未完成業務です。
- ③ 下請けについては、「注文者」の欄には元請け業者名を記載し、「件名」の欄については下請け件名を記載してください。
- ④ 「測量等対象の規模等」の欄には、例えば測量の面積・精度等、設計の階数・構造・延べ床面積等を記載してください。
- ⑤ 「請負代金の額」については、消費税抜きの金額を記載してください。
- ⑥ 本表が一枚で終わらない場合には、同一の様式を用いて引き続き記載してください。

(8) 職員数調（県内企業のみ）

- ① 本表は、審査基準日の前日における常勤の職員（代表者を含む。）について、技術職員、事務関係職員に区分して記入すること。
- ② **職員の雇用関係を証明する資料が必要です。**原則として社会保険及び雇用保険に加入していない職員は常勤の職員として認められませんので、ご注意ください。

【資料例】

○法人及び従業員5人以上の個人事業所

社会保険標準報酬決定通知書及び雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

○従業員4人以下の個人事業所

従業員全員の健康保険被保険者証及び雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

※いずれの場合も雇用保険の加入が適用除外の者はこの限りではありません。

※いわゆる後期高齢者医療制度に移行されている方については、以下のいずれか

- ・住民税特別徴収税額通知書の写し
- ・源泉徴収簿あるいは源泉徴収票の写し

(9) 技術者経歴書（県外企業のみ）

- ① 技術者履歴書は、土木、建築、設備又は職種の各別に作成してください。
また、「氏名」欄は、営業所（本店又は支店若しくは常時契約を締結する事務所）ごとにまとめて記載し、その直前の氏名欄に（ ）書きで当該営業所名を記載してください。
- ② 「学校の種類」欄には、大学、高等専門学校等の別を記載してください。
- ③ 「法令による免許等」欄には、業務に関し、法律又は命令による免許又は技術者若しくは技能の認定を受けたものを記載してください。
（例：〇〇建築士、〇〇土木施工管理技士）
- ④ 「実務経歴」欄には、最近のものから記載し、純粹に測量、建設コンサルタント等業務に従事した職種及び地位を記載してください。
- ⑤ 本表が一枚で終わらない場合には、同一の様式を用いて引き続き記載してください。

(10) 技術職員名簿 (県内企業のみ)

本表は、審査基準日における常勤職員（上記「(8) 職員数調」に記入した職員）のうち、技術職員のみを記入すること。なお、有資格者区分については、資格コード表（次ページ）を参照の上、それぞれのコードを記入すること。また、それぞれの資格を有することを証する書類の写しを添付すること。

(11) 個人住民税に係る特別徴収実施確認書

県内企業と、県外企業のうち県内に営業所があり県内に住民票を持つ者を雇用し、特別徴収の義務のある企業は提出してください。

以下のとおり、該当するものにチェックを入れて下さい。（詳細は様式をご覧ください）

① 「1 特別徴収を実施している場合」

「貼付欄」に次のいずれかの書類を貼付してください。（**県内市町村分のみ**）

(a) 市町村から送付された申請書を提出する年度に係る「個人住民税税額決定書」の写し
（個人の住民税額に関する部分の写しの提出は不要です。）

(b) 申請日より6か月以内に市町村に納入した「個人住民税特別徴収義務者領収証書」の写し

なお、書類の紛失等の理由で写しを貼付できない場合は、この確認書を市町村の住民税担当窓口へ提出し、「特別徴収を実施していること」について確認を受けてください。

② 「2 特別徴収の実施義務がない場合」

今後特別徴収義務者になった場合等には、遅滞なく特別徴収を実施することを誓約していただくことになります。

資格コード表

名 称	コード	名 称	コード
一級建築士 二級建築士	1 3 7 2 3 8	R C C M (シビルコンサルティング マネージャ) 登録部門	
一級土木施工管理技士 二級土木施工管理技士	1 1 3 2 1 4	河川, 砂防及び海岸 港湾及び空港 電力土木	5 0 1 5 0 2 5 0 3
測量士 測量士補	3 0 1 3 0 2	道路 鉄道 上水道及び工業用水道	5 0 4 5 0 5 5 0 6
技術士 登録部門		下水道 農業土木 森林土木	5 0 7 5 0 8 5 0 9
建設部門 「土質及び基礎」	4 0 1	造園	5 1 0
「鋼構造及びコンクリート」	4 0 2	都市計画及び地方計画	5 1 1
「都市及び地方計画」	4 0 3	地質	5 1 2
「河川, 砂防及び海岸」	4 0 4	土質及び基礎	5 1 3
「港湾及び空港」	4 0 5	鋼構造及びコンクリート	5 1 4
「電力土木」	4 0 6	トンネル	5 1 5
「道路」	4 0 7	施工計画, 施工設備及び積算	5 1 6
「鉄道」	4 0 8	建設環境	5 1 7
「トンネル」	4 0 9	建設機械	5 1 8
「施行計画, 施行設備及び積算」	4 1 0		
「建設環境」	4 1 1	地質調査技士	6 0 1
農業部門 「農業土木」	4 1 2		
森林部門 「森林土木」	4 1 3	補償業務管理士 登録部門	
水産部門 「水産土木」	4 1 4		
上下水道部門 「下水道」	4 1 5	土地調査	7 0 1
「上水道及び工業用水道」	4 1 6	土地評価	7 0 2
「水道環境」	4 1 7	物件	7 0 3
衛生工学部門		機械工作物	7 0 4
「水質管理」	4 2 0	営業補償, 特殊補償	7 0 5
「廃棄物処理」	4 2 1	事業損失	7 0 6
「空調和施設」	4 2 2	補償関連	7 0 7
「建築環境施設」	4 2 3		
「廃棄物管理計画」	4 2 4	環境計量士 (濃度関係) (騒音・振動関係)	8 0 1 8 0 2
電気電子部門			
「発送配変電」	4 2 5	第一種電気主任技術者	2 5 8
「電気応用」	4 2 6		
「電子応用」	4 2 7	第一種伝送交換主任技術者	9 0 1
「情報通信」	4 2 8		
「電気設備」	4 2 9	線路主任技術者	9 0 2
機械部門 「機械加工及び加工機」	4 3 0	建築設備資格者	0 6 2
「原動機」	4 3 1	建築積算資格者	9 1 1
「精密機械」	4 3 2		
「鉄道車両及び自動車」	4 3 3	不動産鑑定士	9 2 1
「化学機械」	4 3 4	不動産鑑定士補	9 2 2
「流体機械」	4 3 5		
「建設, 鉱山, 荷役及び運搬機械」	4 3 6	土地家屋調査士	9 3 1
「産業機械」	4 3 7	司法書士	9 4 1
「暖冷房及び冷凍機械」	4 3 8		
「機械設備」	4 3 9	公共用地経験者	9 5 1
情報工学部門			
「情報システム」	4 4 0	その他の技術職員	9 9 9
「情報数理及び知識処理」	4 4 1		
「情報応用」	4 4 2		
「電子計算機システム」	4 4 3		
応用理学部門			
「地質」	4 4 4		
総合技術監理部門	4 5 0		

(12) 業者カード

総合評定値通知書の結果を記入する欄は、「入札参加を希望する業種のみ」としてください。
(営業所等に年間委任する場合は、営業所等の許可業種の中で入札参加希望業種のみとなります。)

徳島県電子申請システムを利用し作成し、データをパソコンに一時保存した上で、審査用として印刷し、他の書類と合わせて提出してください。

【電子申請にあたっての注意事項】

- ・入力後直ちに送信するのではなく、必要事項を入力した後、データをパソコンに一時保存した上で、審査用として印刷し、他の書類と合わせて提出してください。
- ・書類審査を受けた後、保存していたデータを電子申請画面で読み込み、内容を適宜修正した後、送信作業を行ってください。
- ・システムの仕様として、操作の途中で一定時間入力・操作がないと処理がストップすることがあります。また、前画面に戻ろうとする場合、インターネットブラウザの「戻る」ボタンを使うとログオフしてしまいますので、画面下(システムの中の)「戻る」ボタンを使用してください。

【具体的な申請手続】

①徳島県電子申請システムへのアクセス

- ・徳島県のホームページ上部の「事業者の方」→「オンライン行政サービス」→「電子申請サービス」→「徳島県」→「手続き一覧」→該当する「手続」へと進んでください。

(https://s-kantan.com/pref-tokushima-u/offer/offerList_initDisplay.action)

②利用者ID登録

- ・初めて利用する場合は、ID登録(電子入札で使用するIDとは別)が必要です。
- ・「電子申請サービス」画面、上部メニュー「利用者登録」で登録を行ってください。
- ・平成28年度から新システムになってます。27度以前に登録したIDを入力してもシステムには入れません。お手数ですがID登録から始めてください。
- ・詳しくは、画面の上の「ヘルプ」で、操作マニュアルを参照してください。

③システムへの仮入力 (入力前に、画面の上の「ヘルプ」操作マニュアルを読んで下さい。)

- ・ID登録後、手続名一覧の中から「(徳島県)入札参加資格審査申請(コンサルタント)」を選択。「コンサル」と入力、検索)
- ・ID、パスワードを入力し、「業者カード」画面が出たら、各項目を入力して下さい。
- ・入力が終了したら、「申し込みデータの一時保存」を選択し、入力内容を自分のパソコンに保存して下さい(xml形式で保存されます)。

・申請書類の審査を終えるまで電子申請はここで一旦終了してください。

④入力データの印刷、書類審査

- ・業者カードの画面下の「一時保存した申し込みデータの読み込み」をクリックし、保存データを読み込み、A4用紙に印刷し、他の書類と合わせて申請場所に提出。
(審査書類は返還しないので、修正箇所の記録のため、控えを用意しておくこと)

⑤書類審査後の本申請(修正箇所の訂正含む)

- ・受付担当者の指示後に電子申請を行ってください。
- ・業者カードの画面で、「一時保存した申し込みデータの読み込み」をクリックし、次画面の「参照」ボタンで③で保存していたデータを選択し、「確認へ進む」 → 「読み込む」
- ・読み込み後、「入力へ戻る」をクリックし、指摘事項があった場合は、業者カードを適宜修正する。(必要があれば、保存、プリントアウト等を行ってください。)
- ・入力確認後、「確認へ進む」をクリック、表示された内容を確認し、問題なければ「申し込む」をクリック。
- ・申込完了画面が表示されます。

【入力にあたっての注意事項】

- ① 業者番号欄には、平成17年度以降に測量・建設コンサルタント等業務、または建設工事
で入札参加資格を取得している方は、入札参加資格認定通知書に記載の業者番号を入力し
てください。それ以外の方は入力不要です。
- ② 登録番号欄は、測量・建設コンサルタント等の認定通知書で番号が確認できる方は入力
してください。
- ③ 商号等の名称欄は、株式会社等法人の種類を表す略文字は、▼で選択してください。
- ④ 所在地の都道府県欄は▼で選択し、市町村欄は徳島県内の場合のみ、▼で選択してくだ
さい。所在地が徳島県外の場合は、住所欄に市町村名から入力してください。
- ⑤ 希望業務内容欄は、次表の業務区分に従って指名を希望する業務内容に○印を、▼で選
択してください。そのうち登録を受けている業務には◎印を▼で選択してください。
測量を希望する場合又は建築関係コンサルタント業務のうち建築一般・意匠・構造を希
望する場合は、それぞれ測量業者又は建築士事務所登録を受けていなければ希望できませ
ん。

業種区分	業務内容
測 量	測量一般、地図の調整、航空測量
地 質 調 査	
建 築 関 係 建 設 コ ン サ ル タ ン ト	建築一般、意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、建築積算、機械設 備積算、電気設備積算
土 木 関 係 建 設 コ ン サ ル タ ン ト	河川・砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、 上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、水産土木、 造園、都市計画及び地方計画、地質、土質及び基礎、鋼構造及び コンクリート、トンネル、施工計画・施設設備及び積算、建設環境、 機械、電気電子
補 償 関 係 コ ン サ ル タ ン ト	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償・特殊補償、事 業損失、補償関連

※ **公共嘱託登記業務を希望する場合は、「土地調査」を選択**するとともに、業務高も同欄に
入力してください。

※ 業務内容欄に実施した業務が無い場合は、「その他」の欄に業務高をまとめて記入してく
ださい。

- ⑥ 直前2カ年間の年間平均業務高は、直前2年の各営業年度の決算に基づく契約金額欄の
前々年度分と前年度分の合計額を2で除した金額を入力してください。
(詳細は、様式ファイルの中の「記載例」を参考にしてください。)
- ⑦ 有資格者数欄は、技術職員名簿における有資格者数を入力してください。
なお、1人で複数の資格を有している者がある場合は、重複して計上してください。
ただし、1・2級、士・士補の資格を有している場合は、上位の資格のみ計上してくだ
さい。
また、同欄中「公共用地経験者」の欄には、官公庁等に勤務し、公共用地の取得業務に
従事した実績のある者で、その実務経験が10年以上の者の数を入力してください。
- ⑧ 職員数欄は、職員数調における人数を入力してください。

⑨ 資本金欄は、法人のみ審査基準日の直前決算における資本金を入力してください。

⑩ 自己資本金額は、次により算出し入力してください。

法人：貸借対照表における純資産の額

または資本金＋新株式払込金＋資本剰余金＋利益剰余金＋任意積立金＋土地再
評価差額金＋株式等評価差額金＋自己株式＋利益処分における準備金・積立金
(取崩しの場合は控除)・資本金・次期繰越利益の合計額

個人：期首資本金＋事業主借勘定＋事業主利益－事業主貸勘定

⑪ 営業年数欄は、測量・コンサルタント業務等を開始した日から審査基準日までの年数を入力してください。

なお、その年数に年未満の端数があるときは、これを切り捨て、営業の転廃業の沿革を有する者は、当該転廃業期間を営業年数から控除してください。

営業の同一性を失うことなく組織変更を行った沿革又は他の業者を譲り受けた沿革を有する者は、変更前又は譲り受け前の創業時が起算点となります。

⑫ 登録番号欄は、法律による登録を受けている番号を入力してください。

(13) 委任状

委任期間は、予定される資格有効期間の始期から終期（平成30年4月30日）までとなります。なお、建設工事でも入札参加資格を申請している場合は、建設工事と測量・建設コンサルタント等業務で受任者を統一してください。次のような委任はできませんのでご注意ください。

① 建設工事はA支店長に委任し、測量・建設コンサルタント等業務は本社で入札および契約を行う。

② 建設工事は本社で入札および契約を行い、測量・建設コンサルタント等業務はB支店長に委任する。

③ 建設工事はC支店長に、測量・建設コンサルタント等業務はD支店長に委任する。

別表

業種区分	有 資 格 者
測量	測量法（昭和24年法律第188号）による測量士又は測量士補の登録を受けている者
建築関係建設 コンサルタント業務	建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士又は2級建築士の免許を受けている者、建築士法施行規則（昭和25年建設省告示第38号）による建築設備士登録を受けている者及び社団法人日本建築積算協会の行う建築積算資格者試験に合格し、登録を受けている者
土木関係建設 コンサルタント業務	技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を流体機械、建設、鉱山、荷役及び運搬機械又は機械設備とするものに限る。）、電気電子部門、建設部門、農業部門（選択科目を農業土木とするものに限る。）、森林部門（選択科目を森林土木とするものに限る。）、水産部門（選択科目を水産土木とするものに限る。）、情報工学部門、上下水道部門、衛生工学部門又は応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）とするものに合格、又は総合技術監理部門（選択科目を上記各部門の選択科目（記載のない部門は全ての選択科目）とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者、同法による登録を受けている者、建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者、計量法（平成4年法律第51号）による計量士（環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）に限る。）の登録を受けている者、電気事業法（昭和39年法律第170号）による第1種電気主任技術者免状の交付を受けている者、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による第1種伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者及び線路主任技術者資格者証の交付を受けている者並びに社団法人建設コンサルタント協会の行うRCCM資格試験に合格し、登録を受けている者
地質調査業務	技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。）又は応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）とするものに合格、又は総合技術監理部門（選択科目を上記各部門の選択科目とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者及び社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者
補償関係コン サルタント業 務	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）による不動産鑑定士の登録を受けている者、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）による土地家屋調査士の登録を受けている者、司法書士法（昭和25年法律第197号）による司法書士の登録を受けている者、及び社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者

(参考)

登録証明書等

営業に関し、法律上必要とする登録証明書には、次のようなものがあります。

- (1) 測量業者登録証明書
- (2) 建築士事務所登録証明書
- (3) 土地家屋調査士登録証明書
- (4) 不動産鑑定士であることを証する書面
- (5) 計量証明事業者登録証明書

<h1 style="margin: 0;">証 明 願</h1>	
平成 年 月 日	
〇〇〇〇知事〇〇〇〇〇〇殿	
事務所所在地	〇〇〇〇〇〇〇〇〇
申請者氏名	〇〇〇〇〇
一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請のため必要がありますので、下記のとおりであることを証明願います。	
記	
1. 級 別	一級建築士事務所
2. 登録番号	〇〇〇 (～) 第1234号
	知事登録
3. 登録年月日	平成 年 月 日
4. 名 称	〇 〇 〇 〇
5. 所 在 地	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
6. 申請者氏名	〇〇〇〇〇
	第 号
~~~~~	
上記のとおりであることを証明する。	
平成 年 月 日	
〇〇〇〇知事〇〇〇〇〇 印	
<div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 50px; display: inline-block;"></div>	

## (徳島県版) 入札参加資格審査申請書提出後の手続きについて

### ※実際の入札への参加について

県内企業で指名競争入札において新規に指名を受けたい場合などは、入札参加資格申請とは別に総合県民局等発注機関に対して「指名要望書」を提出する必要があります。詳しくは各発注機関にお問い合わせください。

### ※申請事項の変更届について

一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書提出後、次の事項について変更があったときは、「変更届出書」に変更事項を記載し、関係書類を添付の上、直ちに提出してください。

※本案内は、徳島県に提出する変更届の要領です。**変更届に関しては共同受付を実施していません**ので、複数の自治体で入札参加資格を有している場合は、各市町村窓口にお問い合わせの上、定められた必要書類を揃えて各市町村窓口提出してください。

## 1 変更事項及び添付書類

### (1) 組織変更した場合

- ・登記事項証明書(履歴事項全部証明書に限る、コピー可)
- ・委任状(年間委任している場合)  
※なお、会社合併、分割、事業譲渡等、会社再編による変更の場合は、再申請が必要な場合もありますので、事前に建設管理課建設業振興指導室にお問い合わせください。

### (2) 主たる営業所の所在地、商号又は名称を変更した場合

- ・登記事項証明書(履歴事項全部証明書に限る、コピー可)
- ・委任状(年間委任している場合)  
※所在地の変更に伴い、郵便番号、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレスに変更があった場合は、変更届出書に変更内容を合わせて記載してください。

### (3) 代表者の氏名又は役職名を変更した場合

- ・登記事項証明書(氏名変更の場合。履歴事項全部証明書に限る、コピー可。)
- ・委任状(年間委任している場合)  
※役職名の変更の場合は、変更届出書に変更内容を記載してください。

### (4) 年間受任をしている営業所の所在地、名称又は受任者(役職名を含む)を変更した又は新たに受任者を設定する場合

- ・委任状  
※所在地の変更に伴い、郵便番号、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレスに変更があった場合は、変更届出書に変更内容を合わせて記載してください。

### (5) 年間受任者を廃止した場合

※変更届出書に廃止した旨を記載して提出してください。

### (6) 電話番号、ファックス番号、メールアドレスを変更した場合(主たる営業所又は年間受任者)

※変更届出書にその旨を記載して提出してください。

### (7) 入札参加資格の取り下げ

※変更届出書の変更内容の欄に「入札参加資格の取り下げ」等、取り下げる旨が明確にわかるように記載の上、提出してください。  
※廃業による場合は廃業届の写しを添付してください。

### (8) 希望業務内容に変更があった場合

(削除又は○→○の変更)

※変更届出書にその旨を記載して提出してください。

(追加又は○→◎の変更)

- ・登録通知等、登録業務を証明できる書類  
※希望業務の追加のみの変更の場合は変更届出書にその旨を記載して提出してください。

(9) 技術職員に変更があった場合（有資格区分の変更、技術者の追加・削除）

＜県内企業に限る＞

(有資格区分の変更)

※資格者証等の写しと技術職員名簿（県様式第4号）

(技術者の追加)

※資格者等の写し、社会保険の被保険者資格取得確認・標準報酬決定通知書の写し及び雇用保険被保険者資格取得確認通知書（又は雇用保険被保険者証）の写し

2 変更届の提出先及び問い合わせ先

〒770-8570 徳島市万代町1-1（郵送可）

徳島県 県土整備部 建設管理課

電話 088-621-2519（直通）

ファクシミリ 088-621-2864

3 提出部数

1部

4 注意事項

(1) 変更届出書の様式は、徳島県電子入札ホームページ上(URL：[http://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.jp/blog/category/download/download_07/](http://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.jp/blog/category/download/download_07/))からダウンロードできます（国土交通省（地方整備局）に提出しているものでも可）。

(2) 委任状の様式は任意ですが、委任者・受任者双方の印鑑が押印されていることを確認してください。

(3) 郵送により提出する場合は、担当者名と連絡先を記入してください。

(4) 会社の控え等に受付印が必要な場合は、各自でコピー等を準備の上、同時に提出してください。  
またその際、郵送により送付する場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

(5) その他不明な点があれば、建設管理課建設業振興指導室までお問い合わせください。

**※次回の申請書受付時期等について**

次回、平成32・33年度用の申請書の定期受付は、平成32年1月15日～1月24日の予定です。

申請書作成要領の公開は、平成31年12月上～中旬を予定しています。